



産前産後期間の 国民健康保険税の減額について

国民健康保険に加入されている被保険者の方が、出産される（出産した）場合には、届出することにより、産前産後期間の国民健康保険税が減額になります。

①対象者 紀の川市の国民健康保険の被保険者

②減額対象 出産する（出産した）被保険者に係る所得割及び被保険者均等割

③減額対象期間

出産予定日または出産日の属する月の前月から4ヶ月分

※双子など多胎妊娠の場合は、出産予定日（出産日）の属する月の3ヶ月前から6ヶ月分

※紀の川市の国民健康保険の被保険者であった期間に限ります。

④制度開始日 令和6年1月1日から

※令和5年11月以降の出産が減額の対象となります。

※令和6年1月に出産予定（出産した）の被保険者の方については、3ヶ月分、

令和5年11月に出産した被保険者の方は、1ヶ月分を減額します。

⑤届出について

制度開始の令和6年1月1日以降であれば、出産予定日の6ヶ月前から届出できます。

以下の書類を持って国保年金課（本庁）または、各支所・出張所へお越しください。

①母子健康手帳など出産予定日（出産日）がわかるもの

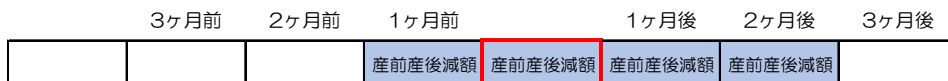
②世帯主と出産被保険者の個人番号（マイナンバー）がわかるもの

③届出に来庁する方の本人確認書類（免許証・マイナンバーカード等）

※同じ世帯の方であれば、委任状がなくても届出できます。

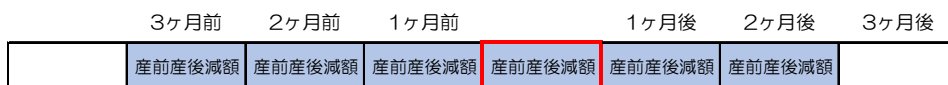
【免除（減額）期間のイメージ】

（単胎の場合）



↑ 出産予定月（出産後の届出の場合は「出産月」）

（多胎の場合）



↑ 出産予定月（出産後の届出の場合は「出産月」）



ご不明な点などがありましたらお問い合わせください。

紀の川市 市民部 国保年金課
TEL 0736-77-2511(代表)